

○ 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章（第三章）略」</p> <p>第四章 雑則（第四十条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「電子決済手段」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「暗号資産交換業者」、「外国暗号資産交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「暗号資産交換業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する電子決済手段、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会、暗号資産交換業務、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号</p>	<p>目次</p> <p>「第一章（第三章）同上」</p> <p>第四章 雑則（第四十条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「暗号資産交換業者」、「外国暗号資産交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「暗号資産交換業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会、暗号資産交換業務、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 「同上」</p>

に定めるところによる。

一 暗号資産交換業者等 暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等（暗号資産又は暗号資産の価格若しくは同法第二条第二十一項第四号に規定する利率等若しくはこれらに基づいて算出した数値に係るものに限る。）を業として行う者をいう。

二 暗号資産交換業に係る取引 法第二条第十五項各号に掲げる行為に係る取引をいう。

〔三〇七 略〕

（訳文の添付）

第二条 法（第三章の三）に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章の三）に限る。同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十二条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十五条、第二十六条、第二十八条、第四十三條及び第四十四條を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号（第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。）に掲げる書類

一 暗号資産交換業者等 暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等を業として行う者をいう。

二 暗号資産交換業に係る取引 法第二条第七項各号に掲げる行為に係る取引をいう。

〔三〇七 同上〕

（訳文の添付）

第二条 法（第三章の二）に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章の二）に限る。同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十一条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十五条、第二十六条、第二十八条、第四十二條及び第四十三條を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号（第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。）に掲げる書類

であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第六条 法第六十三条の第三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

一 「略」

二 取締役等(法第六十三条の五第一項第十二号に規定する取締役等をいう。以下同じ。)の住民票の抄本(当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれに代わる書面

三 「略」

四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十二号に該当しない旨の官公署の証明書(当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面

〔五・六 略〕

七 外国暗号資産交換業者である場合にあっては、外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類

であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第六条 「同上」

一 「同上」

二 取締役等(法第六十三条の五第一項第十一号に規定する取締役等をいう。以下同じ。)の住民票の抄本(当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本)又はこれに代わる書面

三 「同上」

四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十一号に該当しない旨の官公署の証明書(当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書)又はこれに代わる書面

〔五・六 同上〕

七 外国暗号資産交換業者である場合にあっては、外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類

の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者であることを証する書面

〔八〇十六 略〕

十七 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関（法第六十三条の十二第一項第一号に規定する指定暗号資産交換業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十二條第一項第八号において同じ。）が存在する場合 法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在しない場合 法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十八 その他参考となるべき事項を記載した書面

（財産的基礎等）

第九条 法第六十三条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 純資産額が負の値でないこと（暗号資産の管理を行う者にあつては、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以

の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者であることを証する書面

〔八〇十六 同上〕

十七 「同上」

イ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関（法第六十三条の十二第一項第一号に規定する指定暗号資産交換業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十二條第一項第八号において同じ。）が存在する場合 当該暗号資産交換業者が法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在しない場合 当該暗号資産交換業者の法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十八 その他参考となる事項を記載した書面

（財産的基礎等）

第九条 「同上」

一 「同上」

二 純資産額（第六条第一項第八号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を

上であること。)

2 法第六十三条の五第一項第十二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため暗号資産交換業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の届出)

第十二条 「略」

2 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号の二により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合(第九号に掲げる場合を除く。) その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔四〇十一 略〕

〔三・四 略〕

控除した額をいう。)が負の値でないこと(暗号資産の管理を行う者にあつては、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上であること。)

2 法第六十三条の五第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため暗号資産交換業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の届出)

第十二条 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合(第九号に掲げる場合を除く。) その変更に係る事項を記載した登記事項証明書

〔四〇十一 同上〕

〔三・四 同上〕

(禁止行為)

第二十条 法第六十三条の九の三第四号に規定する暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇八 略〕

九 暗号等資産等（金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号等資産等に係る暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

十 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係る暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の受託等をする行為

〔十一〇十三 略〕

(暗号資産の性質に関する説明)

第二十一条 〔略〕

2 〔略〕

〔項を削る。〕

(禁止行為)

第二十条 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 暗号資産等（金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係る暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

十 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係る暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の受託等をする行為

〔十一〇十三 同上〕

(暗号資産の性質に関する説明)

第二十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 暗号資産交換業者は、その営業所において、暗号資産交換業の

(暗号資産信用取引に関する特則)

第二十五条 「略」

〔255 略〕

6 第一項、第三項及び前項に規定する保証金は、電子決済手段又は暗号資産をもって充てることができる。この場合において、第一項第一号中「並びに」とあるのは、「当該保証金に充当することができる電子決済手段又は暗号資産の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。

7 暗号資産交換業者が預託を受けるべき暗号資産信用取引の保証金の全部又は一部が前項の規定により電子決済手段又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額とする。

(利用者財産に係る分別管理監査)

第二十八条 暗号資産交換業者（法第二条第十五項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。）は、法第六十三条の十一第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところ

利用者とは暗号資産の交換等を行う場合には、前項各号に掲げる事項を当該利用者の目につきやすいように窓口に掲示しなければならない。

(暗号資産信用取引に関する特則)

第二十五条 「同上」

〔255 同上〕

6 第一項、第三項及び前項に規定する保証金は、暗号資産をもって充てることができる。この場合において、第一項第一号中「並びに」とあるのは、「当該保証金に充当することができる暗号資産の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。

7 暗号資産交換業者が預託を受けるべき暗号資産信用取引の保証金の全部又は一部が前項の規定により暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額とする。

(利用者財産に係る分別管理監査)

第二十八条 暗号資産交換業者（法第二条第七項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。）は、法第六十三条の十一第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところに

により、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。

2 「略」

（暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条 法第六十三条の十二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 暗号資産交換業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動業等関連苦情のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。

以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二〇五 略〕

2 法第六十三条の十二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により暗号資産交換業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移

より、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。

2 「同上」

（暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条 「同上」

一 「同上」

イ 暗号資産交換業関連苦情（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。

以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〇五 同上〕

2 「同上」

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により暗号資産交換業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移



動業等関連紛争のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。  
以下この条において同じ。)の解決を図ること。

〔二〇四 略〕

3 「略」

(暗号資産交換業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 法第六十三条の十三に規定する暗号資産交換業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

〔一〇四 略〕

五 各営業日における管理する暗号資産交換業の利用者の金銭の額の記録(法第二十五条第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

六 各営業日における利用者区分管理信託に係る信託財産の額の記録(法第二十五条第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

七 「略」

八 分別管理監査の結果に関する記録(法第二十五条第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。)

九 「略」

〔2・3 略〕

(暗号資産交換業に係る取引記録)

第三十四条 「略」

動業等関連紛争のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。  
以下この条において同じ。)の解決を図ること。

〔二〇四 同上〕

3 「同上」

(暗号資産交換業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 各営業日における管理する暗号資産交換業の利用者の金銭の額の記録(法第二十七条第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

六 各営業日における利用者区分管理信託に係る信託財産の額の記録(法第二十七条第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

七 「同上」

八 分別管理監査の結果に関する記録(法第二十七条第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。)

九 「同上」

〔2・3 同上〕

(暗号資産交換業に係る取引記録)

第三十四条 「同上」

2 前項第一号の取引日記帳には、法第二条第十五項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十 略〕

3 第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第十五項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇九 略〕

4 「略」

（注文伝票）

第三十六条 第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第十五項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十二 略〕

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合）

第四十一条 法第六十三条の二十一に規定する内閣府令で定める場合は、暗号資産交換業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により暗号資産交換業の全部を他の暗号資産交換業者に承継させた場合とする。

（法令違反行為等の届出）

2 前項第一号の取引日記帳には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十 同上〕

3 第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第七項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇九 同上〕

4 「同上」

（注文伝票）

第三十六条 第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十二 同上〕

〔条を加える。〕

（法令違反行為等の届出）

第四十二条 「略」

(經由官庁)

第四十三条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

2 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十四条 暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務

第四十一条 「同上」

(經由官庁)

第四十二条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

2 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十三条 暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務

---

局長等に提出しようとするとき（前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十五条 「略」

---

局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十四条 「同上」

---

別紙様式第1号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）～（第5面） 略〕

（第6面）

9. 暗号資産交換業の内容及び方法

(1) 暗号資産交換業の内容及び方法

〔表略〕

（記載上の注意）

1. 〔略〕

2. 「暗号資産交換業の種類」は、法第2条第15項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

〔3.・4. 略〕

〔（第7面）～（第14面） 略〕

別紙様式第2号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）～（第6面） 略〕

（第7面）

12. 暗号資産交換業の内容及び方法

(1) 暗号資産交換業の内容及び方法

〔表略〕

（記載上の注意）

1. 〔略〕

2. 「暗号資産交換業の種類」は、法第2条第15項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

別紙様式第1号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）～（第5面） 同左〕

（第6面）

9. 暗号資産交換業の内容及び方法

(1) 暗号資産交換業の内容及び方法

〔同左〕

（記載上の注意）

1. 〔同左〕

2. 「暗号資産交換業の種類」は、法第2条第7項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、第1条第2項第6号に規定する暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

〔3.・4. 同左〕

〔（第7面）～（第14面） 同左〕

別紙様式第2号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

〔（第1面）～（第6面） 同左〕

（第7面）

12. 暗号資産交換業の内容及び方法

(1) 暗号資産交換業の内容及び方法

〔同左〕

（記載上の注意）

1. 〔同左〕

2. 「暗号資産交換業の種類」は、法第2条第7項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、第1条第2項第6号に規定する暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載

[3.・4. 略]

[(第8面)～(第15面) 略]

別紙様式第4号(第6条第4号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍

国籍に属する国における住所又は居所

居 住 地

氏 名

(通称名 )

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1項第12号ロに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第5号(第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

[表略]

すること。

[3.・4. 同左]

[(第8面)～(第15面) 同左]

別紙様式第4号(第6条第4号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍

国籍に属する国における住所又は居所

居 住 地

氏 名

(通称名 )

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1項第11号ロに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第5号(第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第12号に規定する取締役等について記載すること。

[2.・3. 略]

4. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第12号ハからホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号 (第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第12号に規定する取締役等について記載すること。

[2.～5. 略]

6. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第12号ハからホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第16号 (第42条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) —

商 号

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。

[2.・3. 同左]

4. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第11号ハからホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号 (第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。

[2.～5. 同左]

6. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第11号ハからホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第16号 (第41条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) —

商 号

<p style="text-align: center;">代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: center;">法令等違反行為等届出書</p> <p>取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、暗号資産交換業者に関する内閣府令第42条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<p style="text-align: center;">代表者の 氏 名</p> <p style="text-align: center;">法令等違反行為等届出書</p> <p>取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、暗号資産交換業者に関する内閣府令第41条の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">[同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は出記による。</p>	